

「山口市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(素案)」に対する御意見及びこれに対する市の考え方

1. 募集期間 令和5年11月1日(水)～令和5年11月30日(木・必着)

2. 意見提出者 7名 19件

※御意見の内容が不明なもの、素案のどの部分に対する御意見なのかわかりにくいもの、個人の特定につながる御意見等につきましては回答しません。

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
意見者1	<p>このような案を考えていただきありがとうございます。 この制度が現状世の中でマイノリティの方々がパートナーや性的指向に関する質問に気軽に答えられる、生きやすくなることを期待しています。 最終的にはみんなが気遣うこともなく、マイノリティすら存在が当たり前で、気にしなくてよくなる世の中になると良いと思いました。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございました。</p>
	<p>定義に関して、なんらかの理由で婚姻はしない男女についても、婚姻している家族ではないためにマイノリティと同じように周囲への理解の苦しみを味わうこともあります。 今回の中で事実婚関係を除いたことには理由がありますでしょうか？ 定義に関して、なんらかの理由で婚姻はしない男女についても、婚姻している家族ではないためにマイノリティと同じように周囲への理解の苦しみを味わうこともあります。 今回の中で事実婚関係を除いたことには理由がありますでしょうか？</p>	<p>本制度は「山口市人権推進指針」に掲げる性の多様性にかかる課題解決のための施策のひとつとして取り組むものでございまして、性的マイノリティの方々を対象としております。 なお、本要綱における「パートナーシップ」とは、要綱第2条にも定義しておりますとおり、「一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、相互に協力し合うこと又はそれらを約した関係」としており、事実婚の方々は対象といたしておりません。</p>
	<p>宣誓の要件で、「当該宣誓をしようとする者同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと。」とあります。自分のいる地域とパートナーのいる地域の両方で制度が利用できてしまったら多重パートナーシップ状態になりますが、どのようにして確認するのでしょうか。</p>	<p>パートナーシップ宣誓書提出時に口頭にて確認することとしています。 なお、場合によっては、本人の御了承を得たうえで、住所地の自治体に確認することも想定しています。</p>
	<p>制度利用時にパートナーもしくは自身に子どもがいる場合、その子は住民票での書類上どのような扱いになるのでしょうか？ 税制度面にて、パートナー側からその子を扶養に入れたりすることは可能になるのでしょうか。</p>	<p>本制度は当事者のお二人が相互にパートナーシップを宣誓されたということを自治体が証明する制度で、法的効力はございません。 そのため、当事者のお二人、お子様の住民票や税制度面については、現行の法制度に基づき、従前のままといたします。</p>
	<p>宣誓の方法について、必要書類が沢山出てくるのですが、遠方からの転居時に何度も行き来することがなくなるので、パンフレット等の作成を検討いただければ幸いです。</p>	<p>今後、パンフレット等を作成する予定です。</p>
	<p>子どもが欲しいと考えているパートナー同士で子育てに関わる里親制度などにも関わる機会があるといいと思います。実際のところパートナー同士での里親制度の利用は可能なのでしょうか？</p>	<p>里親登録につきましては、山口県の所管となり、山口市、防府市、美祢市を所管する山口県中央児童相談所に確認したところ、里親登録は里親制度運営要綱に基づき各都道府県において認定を行っており、必要な要件を満たし、里親認定審査会において認定されれば、同性パートナーでの里親登録は可能です。 詳細につきましては、山口県中央児童相談所若しくはお住まいを所管する各児童相談所へお問い合わせいただくこととなります。</p>
	<p>学校教育にて、自分の存在が異質だと気付いた後にマイノリティだと知ると、気づく前にマイノリティもいる話を聞くのでは、心のダメージが違ふと思います。低・中学年でマイノリティの存在がいるのは当たり前で、先に自分や周りのことを知る機会があれば、差別したりすることなくマイノリティと気付いても自他共に存在を認めやすくなり、学校社会での生きやすさに繋がると思います。</p>	<p>御意見として参考にいたします。</p>

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
意見者2	<p>せつかく始めようとしている制度です。是非とも、当事者の方の声を反映し、当事者の方に寄り添うものとなるように、心からお願い申し上げます。SDGsの考え方に即し、誰も取り残さない社会の構築。これまでもそうして来られた山口市です。制度が他の市町や自治体以上のものとなるよう、切に願っております。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございました。</p>
意見者3	<p>山口市がこの分野で大きく出遅れ、遅きに失した感否めないが、明治懐古主義が残る山口市では仕方ないとも思い、取り組みを始めた事は評価したい。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございました。</p>
	<p>第8条1、最後の市長に届けなければならない、・・は届け出なければ・・のほうがよい。</p>	<p>分かりやすい表記に改めます。</p>
	<p>第8条の3、市長は・・から最後の返還をさせるものとする。・・は、いかにも上から目線の感が強く、後半部分、・・この場合において、宣誓者は変更前の受領証等は返還するものとする。・・というほうが良い。</p>	<p>分かりやすい表記に改めます。</p>
意見者4	<p>パートナーシップ制度の制定に御尽力くださりましてありがとうございます。山口市のパートナーシップ宣誓の取り扱いに関する要綱について、コメントさせていただきます。宣誓の要件第3条(2)について、同じ自治体への居住要件が、撤廃されているのは、宣誓当事者の生活状況(環境)にも配慮されており評価できます。また、通称名の使用についても明文化されており評価できます。最後に自治体間での相互利用について、県内に限らず他県自治体とも連携できることを期待します。全体的にしっかりと配慮されたものだと思います。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございました。</p>
	<p>近年、パートナーが交通事故で亡くなり、遺族として法廷に立てなかったと言う報道がありましたが、これを踏まえ、特にパートナーとの死別した際に制度失効後も何らかの形で、制度を利用した事実が残るようにして頂きたいです。詳しく説明しますと、パートナーが死亡すると返還(第9条4項)しますが、同時に第12条で、宣誓書が廃棄されるため、パートナーシップを結んでいた事実が公的には存在しなくなります。ただこの時、第10条の内容証明が、証の返還と引き換えに請求可能か、内容証明も返還対象なのか、有限or無限なのかによって、話が分岐しますができることなら、証の無効処理などをして証自体は失効後も保持できることが、残されたものにとっても心身の安定につながるのではないのでしょうか。また、宣誓書についても、制度運用開始後にどのような事例が発生するかわからない事から、例えば向こう5年～10年位程度の一定期間は、保管義務を加え、また必要な際に内容証明が請求できれば良いと思います。戸籍のような扱いは当然できませんが、執行と同時に事実が消失してしまうのは、切り捨てられた感じがのこります。是非、制度になりますように、どうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。返還時には「受領証」と「カード」を返還していただくこととしていますので、「内容等証明書」は返還の対象としていません。「内容等証明書」には返還年月日の欄、返還理由の欄を設けたものを想定しています。返還後の宣誓書等の取扱いにつきましては、山口市文書取扱規程により対応することとなります。</p>
意見者5	<p>山口市がパートナーシップ制度の導入を行うことは人権施策上大変有意義なものと考え、賛成いたします。この制度は、すでに全国の7割近い自治体で導入されており、山口市の制度は当事者の意見をよく尊重し、よく練り上げられたものであると考えています。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございました。</p>
	<p>最近子どもを含む「ファミリーシップ制度」が広がりをみせ、すでに50の自治体で実施されています。パートナーとの関係だけでなく、子どもを含むファミリー＝縁故者として同居する人々を支援するシステムとすればソジャー支援に限らず、事実婚を選んだ人々への支援も可能となり、より多様で広がりをもった支援制度になると思われれます。そうした対象の広がりが、性的マイノリティとして無用なカミングアウトをおそれて、登録をためらう人々の背中を推すことにもつながり、安定した生活を教授する人々の広がりを可能にするのではないのでしょうか。ただ愛知県の例をみても一定期間の検討が必要であり、パートナーシップ制度と同時期に「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」として要綱化できるものではないかもしれませんが、今後の検討課題として明記し、導入の方向性を明らかにして欲しいと考え、御意見を伺います。</p>	<p>ファミリーシップ制度の導入につきまして、現時点では予定しておりません。</p>

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
意見者6	<p>パートナーシップ宣誓制度導入に強く賛同します。</p> <p>要綱において、定義 第2条 (1)パートナーシップにおいて「一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、相互に協力し合うこと又はそれらを約した関係をいう。」とありますが、この『一方又は双方が性的マイノリティである』という文言はどちらかが性的マイノリティでないと利用できないように受け取られる懸念はないでしょうか。マイノリティの方もそうでない方もお互いを人生のパートナーとして共に生きるのであれば制度利用できることが誰もが住みやすい市になるものと考えます。宣誓の要件にも性的マイノリティであることを証明することは求められていませんので『一方又は双方が性的マイノリティである』は定義の部分からは削除することを求めます。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございました。</p> <p>本制度は「山口市人権推進指針」に掲げる性の多様性にかかる課題解決のための施策のひとつとして取り組むものでございまして、性的マイノリティーの方々を対象としております。</p>
意見者7	<p>この度はパートナーシップ制度の制定に向け動いてくださり、ありがとうございます。現在、在住地でパートナーシップを結んでおりますが、故郷の山口でパートナーシップが制定されると聞いて嬉しくなり、コメントを送らせていただきます。素案を拝見しましたが、いわゆる「同居要件」もなく、利用者の実態に合ったものだと考えました。ありがとうございます。</p> <p>・第2条 (1)について 「パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、相互に協力し合うこと又はそれらを約した関係をいう。」とあります。しかし、何かしらの事情により婚姻制度を利用できない(したくない)事実婚の方も包摂するという意味では、「2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、相互に協力し合うこと又はそれらを約した関係」とした方がより包摂的であり、「パートナーシップ」の目的により合致すると考えます。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございました。</p> <p>本制度は「山口市人権推進指針」に掲げる性の多様性にかかる課題解決のための施策のひとつとして取り組むものでございまして、性的マイノリティーの方々を対象としております。 なお、本要綱における「パートナーシップ」とは、要綱第2条にも定義しておりますとおり、「一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、相互に協力し合うこと又はそれらを約した関係」としており、事実婚の方々を対象といたしておりません。</p>